

○津山圏域資源循環施設組合事務センター設置要綱

平成 22 年 5 月 17 日

津山圏域資源循環施設組合告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）事務を円滑かつ効率的に推進するため、事務センターの設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 組合に事務センターを設置するものとし、その位置は次に定めるところとする。

津山市山北 520 番地 津山市役所クリーンセンター建設事務所内

(所掌事務)

第 3 条 事務センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の命を受けて、クリーンセンター建設事務の総合企画及び関係部署との連絡調整を行うこと。
- (2) その他必要な事務。

(職員等)

第 4 条 事務センターの職員は、組合職員をもって充て、その配置は管理者が定める。ただし、辞令の交付は行わない。

2 この場合において、当該配置は勤務場所を固定化するものではない。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。